

東京電力からの報告の概要
(3月25日19時00分までに受けたもの)

- 3月2日に発生した、物揚場排水路に設置している簡易放射線検知器（P S Fモニタ）の高警報が発生した件に関して、物揚場排水路の流域を調査したところ、一時保管エリアで比較的線量が高いゲル状物質を発見した。同物質は、保管していたコンテナ下部のアスファルト上に確認されたもので、3月24日、ゲル状物質が70 μ m線量当量率において、13mSv/hの線量であることを確認した。
- 本日18:25、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第11号に規定する「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等（気体状のものを除く）が管理区域内で漏えいしたとき。」に該当すると判断した。
- なお、当該箇所付近に保管していた複数コンテナのうち1個のコンテナにおいて、側面下部の一部が腐食していたことが確認されている。当該コンテナの蓋を開け上部から調査したところ、震災後の作業で発生したウエス（布や紙）や養生シート、樹脂製配管等の廃棄物がビニール養生されている状態で保管されており、70 μ m線量等量率において10mSv/hの線量を確認した。このことから、当該コンテナには上記廃棄物以外にも70 μ m線量当量率の高い廃棄物が保管されていることが考えられる。
- 当該コンテナとゲル状の物質との関係及び当該排水路のP S Fモニタ高警報が発生した原因調査を継続するとともに、当該排水路における放射能濃度の監視を継続していく。
- 敷地境界のモニタリングポスト及びダストモニタ、構内ダストモニタに有意な変動は確認されていない。